

# 為替取引に対する消費課税の検討

## —— 先物為替予約を中心に ——

砂田 桂吾

(アクセス総合会計事務所  
京都産業大学大学院法学研究科修士課程修了)

---

### 目 次

はじめに

#### 第1章 問題の所在

第1節 為替取引に対する消費課税の現状

第2節 問題点

#### 第2章 消費税法及び所得税法における「資産の譲渡」

第1節 所得税法における「資産の譲渡」

第2節 消費税法における「資産の譲渡」

第3節 範囲の異同

第4節 松山地判平成7年2月24日訟月42巻10号2533頁

第5節 消費税法における非課税規定からの考察

#### 第3章 為替取引に対する消費課税の非課税理由の検討

第1節 我が国

第2節 EU

第3節 ニュージーランド

第4節 非課税に対する是非

#### 第4章 先物為替予約に対する消費課税の可能性

第1節 先物為替予約に対する課税

第2節 EUにおける金融サービス課税の動向

第3節 消費税法上の非課税に係る提案

おわりに

---

## はじめに

インターネットの発展は我々に急激な変化をもたらし、また様々な問題を生んだ。それは租税法の領域においても例外ではない。そのひとつがインターネット上の仮想世界及び仮想通貨<sup>1</sup>の登場とその発展である。

インターネット上に仮想世界を構築し、利用者はアバター（自分の分身）として仮想世界内で生活を営む。その中で経済活動を行うことで仮想通貨が受け取られ、また支払われる。この点だけでは何ら問題はないが、仮想通貨の中に現実世界の通貨との換金性を有するもの<sup>2</sup>が現れた。仮想世界で経済活動を行った結果、生み出され、具体化された利益については当然課税する必要がある。

米国第110連邦議会合同経済委員会は2006年10月に仮想世界から生じる利益に対する所得課税問題についての報告を行ったが、早急な所得課税での対処を伺わせる姿勢は見せなかった<sup>3</sup>。その後、2007年1月には産経新聞が米国議会は仮想世界から生じる利益に対する課税スキームの検討に動き出していると報じている<sup>4</sup>。このような米国における所得課税ベースでの議論は、米国が連邦レベルで、消費課税を採用していないことも理由の一つであると思われる<sup>5</sup>。

仮想世界から生じる利益に対して所得課税で対応することは、所得の捕捉、課税のタイミング、課税地等、種々の理由から困難であり、現実性に欠ける。電子商取引の課税問題については、既に活発に所得課税の議論がなされてきたところであるが、結果、所得課税から消費課税にシフトした形となり一応の落ち着きをみせている<sup>6</sup>。電子商取引に対する課税問題への対応策が示したように、インターネット上の仮想世界で生み出された利益についても、消費課税での対応を検討するべきであると考える。

おそらく消費課税のタイミングは、仮想通貨と現実通貨を交換した時点

ということになるであろう。捕捉することを考慮すると実際の交換の時点でのみ捉えることが可能であると思われる。したがって為替取引の一類型もしくは為替取引ではない別の取引と捉えて、検討するということになる。

ゆえに、まずは現実通貨に係る為替取引において、課税問題が残されていない。しかし、我が国の消費税法をみると為替取引に係る課税に関する問題は残されている。なお、本稿において「為替取引」とは、消費税法第6条第1項別表第1において規定される範囲に限らない。一般的に為替取引の性質を有するものがこれに該当し、つまり、通貨先物、通貨先渡し、通貨スワップ、通貨オプションなども本稿における「為替取引」に含まれる。

消費税法は、外国為替業務<sup>7</sup>に係る役務の提供を非課税取引とする<sup>8</sup>。しかし、為替取引もインターネットの発展により多様化しており、ある通貨と他の通貨の交換ということだけにとどまらず、通貨先物、通貨先渡し、通貨スワップ、通貨オプションなどに派生し、それぞれ急激に市場を拡大している。しかしこれらの新しい為替取引をどのように扱うかという点は我が国の消費税法から明らかでない。

これら為替取引に対する課税については、これまで、役務の提供という観点から検討がなされてきた<sup>9</sup>。しかし、前述のように為替取引は多様化しており、筆者は資産の譲渡として検討すべき取引も存在すると考える。その一つが先物為替予約である。

先物為替予約は金融商品取引法によって規制されており、先物為替予約を含む金融商品取引業を行うためには、内閣総理大臣による登録が必要となる<sup>10</sup>。したがって先物為替予約の場合、その全てが金融機関又は仲介業者を経由した仲介取引によるものと考えられる。筆者は、仲介取引である先物為替予約について、その取引を役務の提供と資産の譲渡に分解することが可能な場合があると考え、それぞれが課税対象となりうると考える。

そこで、第1章では我が国の為替取引に係る消費税法の取り扱いを確認

し、為替取引に関する問題の所在を明らかにする。

第2章において所得税法と消費税法の「資産の譲渡」の範囲を明らかにし、その異同を検討する。その上で、松山地判平成7年2月24日訟月42巻10号2533頁を検討し、所得税法上「資産の譲渡」である先物為替予約が、消費税法においても「資産の譲渡」にあたることを述べる。松山地判平成7年2月24日訟月42巻10号2533頁は、所得税法上の判決であるが、インパクトローンに対する先物為替予約を、外貨の売買とみて、当該行為を資産の譲渡にあたるとしており、本稿において為替取引に対する消費課税を検討する上で有意義な判決である。

次に第3章において外国為替業務が非課税とされている理由を検討する。ここでは、我が国の消費税法がモデルとするEUのValue Added Tax（以下VATという。）及びより先進的な付加価値税制度と位置づけられるニュージーランドのGoods and Services Tax（以下、GSTという。）も研究対象とする。

以上をふまえて、第4章では先物為替予約を中心に、消費税法上、為替取引の性質を有する金融派生商品をどのように扱うべきかを検討する。

本稿の目的は、先物為替予約を中心に、通貨に係る金融派生商品にいかに関し消費課税するかという点を検討し、仮想通貨をはじめとする新しい形の為替取引に対応するための礎を築くことである。

## 第1章 問題の所在

### 第1節 為替取引に対する消費課税の現状

消費税法別表第1第5号は非課税となる役務の提供を掲げる規定である。そのうち別表第1第5号ニは非課税となる外国為替業務に関する役務の提供を、外国為替及び外国貿易法第55条の7に規定する外国為替業務に係る役務の提供とし、ここから、銀行法第10条第2項第5号に規定する譲

渡性預金証書の非居住者からの取得に係る媒介、取次ぎ又は代理に係る業務その他の政令で定める業務は除かれると規定する。

外国為替及び外国貿易法第55条の7は一般的な定義を置くにすぎず、その具体的内容は外国為替令第18条の7第1項において示される。外国為替令第18条の7第1項は外国為替業務の範囲を、①外国為替取引、②対外支払手段の発行、③対外支払手段の売買又は債権の売買（本邦通貨をもって支払われる債権の居住者間の売買を除く）、④預金の受入れ（本邦通貨をもって支払われる居住者からの預金の受入れを除く）、⑤金銭の貸付け（本邦通貨をもって支払われる居住者に対する金銭の貸付けを除く）、⑥証券の売買（本邦通貨を対価とする居住者間の売買を除く）、⑦居住者による非居住者からの証券の取得又は居住者による非居住者に対する証券の譲渡に係る媒介、取次ぎ又は代理、と規定する。ここから、銀行法第10条第2項第5号に規定する、譲渡性預金証書の非居住者からの取得に係る媒介、取次ぎ又は代理に係る業務その他の政令で定める業務<sup>11</sup>、役務の提供に該当しないものを除外する。

したがって、消費税法別表第1第5号が非課税取引と規定する為替取引は①外国為替取引、②対外支払手段の発行、③対外支払手段の売買又は債権の売買、に係る役務の提供である。消費税法基本通達6-5-3も、非課税とされる外国為替業務に係る役務の提供の範囲を上記のように示しており、さらに、非課税とされる業務の周辺業務として行われる役務の提供を消費税法別表第1第5号から除くことを明らかにする。

しかし、①外国為替取引、②対外支払手段の発行、③対外支払手段の売買又は債権の売買が示す具体的な範囲までは規定されていない<sup>12</sup>。したがって先物為替予約のような為替取引に係る役務の提供が消費税法上、非課税とされるのか否かという点は明らかでない。

為替取引に関する、明らかな非課税規定は以上の通りであり、外国為替業務の意図する具体的範囲及び外国為替業務に係る役務の提供以外の取引

をいかに扱うかは明らかでない。

したがって、消費税法別表第1第5号に規定される外国為替業務が役務の提供以外にあたる場合には、その取引に係る役務の提供以外の部分は非課税ではないと考えられる。また、外国為替業務の範囲外と思われる為替取引については、役務の提供に該当する取引、資産の譲渡に該当する取引のいずれにしても、課税対象外として扱うのか、課税として扱うのか、もしくは消費税法別表第1第5号の射程内と捉えて非課税として扱うのか、明らかでない。

## 第2節 問題点

為替取引は金融機関等の仲介を通じた取引と、仲介を通さない相対取引に分けることができると考える。筆者は、仲介取引の場合には、取引を役務の提供と資産の譲渡に分類した上で、それぞれの課税を検討すべきであり、相対取引の場合には資産の譲渡として課税を検討すべきであると考えられる。

先物為替予約は金融商品取引法によって規制されており、その業務を行うためには、内閣総理大臣による登録が必要となる<sup>13</sup>。したがって、先物為替予約は仲介取引であり、その性質を役務の提供と資産の譲渡に分解して検討する必要があると考える。また、その性質を分解することができない場合には、従来通り、役務の提供として検討を行うこととなると考える。

為替取引が消費税法別表第1第5号に規定される外国為替業務に該当する場合、その取引に係る役務の提供は非課税とされる。しかし、消費税法別表第1第5号は非課税とする取引の範囲を外国為替業務に係る役務の提供に限定しており、これらの外国為替業務が資産の譲渡に該当する場合についてはどのように扱われるのか明確ではない。この場合は非課税ではない、すなわち、課税対象外もしくは課税であると考えられる。

また、消費税法別表第1第5号が規定する外国為替業務の具体的範囲が

明らかでないため、為替取引が消費税法別表第1第5号に規定される外国為替業務に該当しない場合、その取引が役務の提供又は資産の譲渡のいずれに該当するとしても、課税対象外として扱われるか、非課税として扱われるか、課税として扱われるかが明確ではない。

さらに、前述の通り、消費税法別表第1第5号の規定は非課税とされる外国為替業務の定義を外国為替及び外国貿易法、外国為替令、金融商品取引法に依拠する形をとっており、これは、消費税法上、意図しない取引を無条件で消費税法別表第1第5号の規定に取り込んでしまう危険性又は意図する取引を無条件で除外してしまう危険性を孕んでおり、最終的には消費税法の目的を歪めることにも繋がりがかねない。

加えて、我が国の税制改正の方向性を考慮すると、消費税法上、非課税とされている取引を再考すること、又は消費税法上、取扱いの不明確な取引をいかに扱うかを検討することは極めて重要な課題であると考えられる。

平成23年度税制改正により消費税の仕入税額控除におけるいわゆる「95%ルール」が見直され、消費税法第30条第2項に、新たにその課税期間の課税売上高が5億円以下という要件が設けられた。この改正によりその課税期間の課税売上高が5億円超の事業者は個別対応方式又は一括比例配分方式のいずれかを用いて仕入税額控除額を計算しなければならなくなった<sup>14</sup>。

したがって、この改正の影響を受ける事業者は、今後、課税売上割合の算定の基礎となる課否判定を精緻に行うことが求められることとなる<sup>15</sup>。よって、消費税法においてはより精緻な課税、非課税の分類が求められると考えられる。そのため、消費税法において非課税とされている取引を今一度検討し、非課税と扱われるのか否か、不明確な取引の消費税法上の扱いを明確にすべきである。

また、現在の我が国の消費税率は4%（地方消費税率1%）と他国より低い<sup>16</sup>が、2012年6月26日に消費税増税法案が衆議院本会議で可決され

た<sup>17</sup>ことにより、消費税率の段階的引き上げは非常に現実的なものになったと考えられる。今後、消費税率が引き上げられることにより、非課税取引に係る問題はよりその重要性を増すことが予想される。

上記より、消費税法において非課税とされている取引を今一度検討することは、急速な検討を要する問題である。

本稿では主に先物為替予約を研究の対象とし、先物為替予約が資産の譲渡に該当しうるのか、また、該当する場合には役務の提供及び資産の譲渡を課税対象外、非課税、課税のいずれとして取り扱うべきなのかを検討する。

## 第2章 消費税法及び所得税法における「資産の譲渡」

本章では、先物為替予約が消費税法上「資産の譲渡」といえるかどうかを検討する。松山地判平成7年2月24日訟月42巻10号2533頁は、所得税法上の判決であるが、インパクトローンに対する先物為替予約を、外貨の売買ととらえており、先物為替予約を「資産の譲渡」ととらえたと解釈できる判決である。

したがって、本章は、まず所得税法と消費税法の「資産の譲渡」の範囲を明らかにし、その異同を検討する。次に先物為替予約は消費税法においても「資産の譲渡」ととらえることができるのか検討する。また、消費税法の非課税規定からも先物為替予約を「資産の譲渡」ととらえることができるのか検討を行う。

### 第1節 所得税法における「資産の譲渡」

所得税法はその所得分類に譲渡所得を設け、譲渡所得とは「資産の譲渡」による所得と規定する<sup>18</sup>。しかし、所得税法上に「資産の譲渡」の意義と範囲を規定する条文は存在しないため、その意義と範囲がしばしば問



題となり、この点については多くの議論がなされてきた<sup>19</sup>。

所得税基本通達33-1は、「資産」とは所得税法第33条第2項各号に規定する資産（たな卸資産（及びこれに準ずるもの）の譲渡、山林の伐採又は譲渡を譲渡所得）及び金銭債権以外の一切の資産であり、借家権又は行政官庁の許可、認可、割当て等により発生した事実上の権利も含まれるとする。これは、たな卸資産（及びこれに準ずるもの）の譲渡、山林の伐採又は譲渡及び金銭債権が「資産」ではないことを意味するものではない。

所得税法第33条第1項が譲渡所得を資産の譲渡による所得と定め、所得税法第33条第2項がたな卸資産（及びこれに準ずるもの）の譲渡、山林の伐採又は譲渡は譲渡所得に含まれないと定めており、その構造及び所得税法第33条第2項で用いられる「譲渡所得には含まれない」という表現に着目すると、所得税法第33条第2項で掲げられているたな卸資産（及びこれに準ずるもの）の譲渡、山林の伐採又は譲渡は、「資産」ではあるが、一時的、偶発的な所得でないため<sup>20</sup>、譲渡所得からは除外することを規定していると考えられる。

このことは金銭債権についても同様である。所得税基本通達33-1によって除外される金銭債権も「資産」ではあるが、その増加益がキャピタル・ゲインそのものでなく、金利に相当すると考えられるため<sup>21</sup>、譲渡所得からは除外されると考えられる。これは所得税基本通達33-1が「譲渡所得の基因となる資産の範囲」についての規定であることから明らかである。

上記より、所得税法上の「資産」の範囲は極めて広いといえる。資産とは譲渡性のある財産権をすべて含む概念で、動産・不動産はもとより、借地権、無体財産権、許認可によって得た権利や地位などが広くそれに含まれる<sup>22</sup>。これに対して譲渡所得の基因となる資産の範囲は「資産」の範囲よりも狭い。

「譲渡」の意義と範囲についての定義は通達レベルにおいても存在しな

い。民法上の売買契約が「譲渡」の典型であることには異論がないようである<sup>23</sup>。しかし、民法上の売買契約は典型にすぎず、他にどのような性質の行為が「譲渡」に該当するかという点については議論がなされてきた<sup>24</sup>。その上で「譲渡」とは、有償か無償かを問わず所有権その他の権利の移転を広く含む観念であるとされる<sup>25</sup>。

以上より、「資産の譲渡」とは極めて広い概念であり、有償か無償かを問わず、譲渡性のある財産権、権利、地位などの移転であるといえる。所得税法は、あらゆる資産の移転を「資産の譲渡」ととらえた上で、その所得分類や課税すべきか否かという点については個別に判断していると考えられる。

## 第2節 消費税法における「資産の譲渡」

消費税法上「資産の譲渡」の意義と範囲を定義する規定はおかれていないが、消費税法基本通達は「資産の譲渡」の意義と範囲について定義する。

「資産」の意義について、消費税法基本通達5-1-3は「取引の対象となる一切の資産をいう」と定義しており、金子宏氏も「棚卸資産・固定資産等の有形資産から商標権・特許権等の無形資産まで、およそ取引の対象となるすべての資産を含む広い観念」であるとしている<sup>26</sup>。消費税法上の「資産」の範囲は極めて広いといえる。

「譲渡」について定義する消費税法基本通達は存在しないが、これは「資産の譲渡」の意義と範囲について消費税法基本通達が定義しているためであると考えられる。

「資産の譲渡」の意義について、消費税法基本通達5-2-1は「資産につきその同一性を保持しつつ、他人に移転させること」と定義する。我が国の消費税は付加される価値に着目して課税がなされる付加価値税である。したがって、ある取引について移転時に付加価値が生み出されない場合には、当然課税問題も生じない。裁判例はこの点を踏まえた上で、「『資

産の譲渡』とは資産につきその同一性を保持しつつ他人に移転することをいい、単に資産が消滅したという場合はこれに含まれない」とする<sup>27</sup>。さらに同裁判例は消費税法基本通達5-2-1について合理性を有するものとして評価しており、消費税法上の「資産の譲渡」はその資産につき同一性を保持しつつ移転することを求めているといえよう。

以上より、消費税法における「資産の譲渡」とは極めて広い概念であり、取引の対象となる一切の資産について、その同一性を保持しつつ、他人に移転することである。その上で、消費税法別表第1は一定のものを課税資産の譲渡から除外している。つまり、消費税法は、まずはあらゆる資産の移転を広く「資産の譲渡」ととらえ、一定のものについては消費税法別表第1により非課税と規定している。

### 第3節 範囲の異同

所得税法と消費税法の「資産の譲渡」の範囲について、両者に共通する点は税法上に「資産」、「譲渡」、「資産の譲渡」についての定義規定を置いておらず、その解釈を通達に依拠しているという点である。これは、あらゆる資産の移転をまずは広く「資産の譲渡」ととらえるためであると考えられる。

所得税法と消費税法の最大の相違点は「同一性の保持」という要件が求められているか否かという点である<sup>28</sup>。税目を問わず、本来の「資産の譲渡」の意味について裁判例は「本来、資産の譲渡とは、権利、財産、法律上の地位等を同一性を保持ししつつ、他人に移転することをいうものである<sup>29</sup>」とする。所得税法上においても本来の意味に解すべきであるが、この相違点は譲渡所得の性質に基因するものと考えられる。

所得税法における譲渡所得は、キャピタル・ゲインを所得としてとらえて課税するものである。したがって「資産の消滅であっても、その代償たる経済的利得ないし成果が資産の譲渡による所得と異なるものについ

ては、譲渡所得の範ちゅうに取り入れて課税対象に取り込むべき必要性が高いことから、所得税法上は資産の譲渡の概念を拡張し、資産の消滅を伴う事業でその消滅に対する補償を約して行うものの遂行により譲渡所得の基因となるべき資産が消滅をしたことに伴い、その消滅につき一時に受ける補償金その他これに類するものの額は、譲渡所得に係る収入金額とされている<sup>30</sup>」のである。ゆえに所得税法上には同一性という要件が設けられないと考えられる。

上記の裁判例の解釈から、そもそも「資産の譲渡」は資産の消滅を含まないことが明らかである。所得税法施行令第95条は、譲渡所得の基因となる資産の譲渡の範囲を拡張した規定であり、所得税法における「資産の譲渡」そのものの基本的概念を拡張した規定ではないと考える。ゆえに、所得税法においても、「資産の譲渡」の基本的概念は同一性の保持を要求しているととらえることができると思う。

したがって、所得税法と消費税法の「資産の譲渡」の範囲はどちらも極めて広く、その範囲は、ほぼ異なることがないと思う<sup>31</sup>。

## 第4節 松山地判平成7年2月24日訟月42巻10号2533頁

### 1 事実概要

松山地判平成7年2月24日<sup>32</sup>（以下「本判決」という）における事実概要は以下の通りである（【図1】参照）。

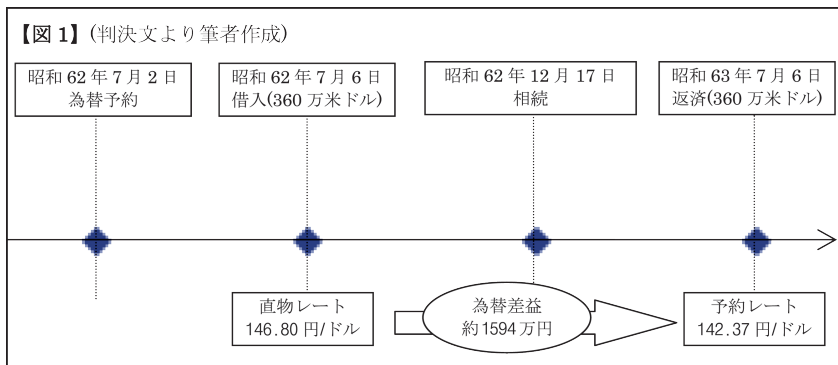
X（原告・控訴人）の父親である甲は、昭和62年7月6日、B社株式の購入資金としてA銀行より360万米ドルのインパクトローン<sup>33</sup>（返済期日昭和63年7月6日、以下「本件インパクトローン」という。）を借り受け、借入時の為替レート（1米ドルあたり146.80円）により5億2848万円に転換し、同額の円貨を取得した。なお、甲は、本件インパクトローン借入前の昭和62年7月2日、A銀行との間で、本件インパクトローンの返済期日における為替レートを、1米ドルあたり142.37円とする先物為替予約契約

(以下「本件先物為替予約」という。)を締結していた。

ところが、甲が昭和62年12月17日に死亡したため、Xを含む相続人9名が、昭和63年5月29日、甲の遺産について遺産分割協議を行い、Xが甲の積極財産とともに、本件インパクトローンに係る債務を相続することとなった。

Xは昭和63年7月6日、本件先物為替予約に基づき、1米ドルあたり142.37円の為替レートにより、5億1253万2000円を360万米ドルに転換し、この360万米ドルでもって、本件インパクトローンに係る元本債務を返済した。

これに対してY税務署長(被告・被控訴人)は借入時に取得した円貨5億2848万円からその返済に要した5億1253万2000円を控除した差額金(以下「本件為替差益」という。)1594万8000円が、Xの昭和63年分の雑所得にあたるとして、更正処分等を行った<sup>34</sup>。



## 2 裁判所の判断

インパクトローンと先物為替予約の関係について

「インパクトローンとは、外国為替取引を公認された銀行が、居住者に対して行う資金使途に制限のない外貨の貸付をいう。先物為替予約は、将

来の一時点において、一定額の外貨を一定の為替レートで売買する契約であり、「予約」と称されているが、法的には「本契約」である。インパクトローンには、借入時と返済時における為替レートの変動によるリスクを回避するため、先物為替予約が利用される場合がある。

このように、先物為替予約は、為替リスクの回避を目的とするものであるが、先物為替予約を付するか否かは、インパクトローンにより外貨を借り入れる者が自由に選択することができ、また、インパクトローンと同時に先物為替予約をしたからといって、先物為替予約によって買い入れた外貨を必ずインパクトローンに係る債務の弁済に充てなければならない訳でもない。

従って、インパクトローンと先物為替予約とは、法的には別個独立の契約であり、先物為替予約は、借主がインパクトローンにより借り入れた外貨を返済するのに必要な原資を取得するために行う、外貨の売買契約といえることができる。」

### 3 検討

本判決は①本件為替差益の権利確定時期、②本件インパクトローンに係る支払利子の必要経費該当性が争われた裁判例である。上記2点を検討するにあたり、裁判所は先物為替予約の性質を決定した。

本判決は先物為替予約の性質を、将来の一時点において、一定額の外貨を一定の為替レートで売買する、外貨の売買契約ととらえ、先物為替予約は法的には「本契約」であるとした。その上で本件インパクトローンと本件先物為替予約を別個独立の契約とし、上記2点について判断した。

そもそも外国為替予約は先物為替予約と呼ばれることもあるが、交換又は売買の予約契約の成立後、一定期間経過後に現実の通貨の引き渡しが行われることから、本来の先物取引と区別する意味で、正確には先渡し取引として位置づけられる<sup>35</sup>。

つまり、先物為替予約はその契約時に通貨の交換又は売買契約が成立しており、その履行期が将来の一定期日となる契約である<sup>36</sup>。本判決が先物為替予約を先渡し取引ととらえたかは定かでないが、その性質についてはほぼ同様に解した。本件為替差益が雑所得に該当することについては争いがなく<sup>37</sup>、雑所得に該当するという前提のもとで、権利確定時期が検討された<sup>38</sup>。

しかし、筆者は本件為替差益を譲渡所得ととらえることもできたと考える<sup>39</sup>。先物為替予約は外貨の売買契約であり、本件為替差益は低額に買入れた外貨のキャピタル・ゲインの清算に基因する所得ととらえることができると思う。

一般的に外貨は資産であり、これを別意に解する理由はないと考える。譲渡所得について規定する所得税法第33条及び所得税基本通達33-1からも外貨を資産から除外する意図は読み取れない。ゆえに、外貨は所得税法上の資産であると考えられる。また、前述の通り、民法上の売買契約は譲渡の典型であり、この点に異論はなく、したがって、先物為替予約は外貨の売買契約であり、所得税法上、「資産の譲渡」であると考えられる。

所得税法上、「資産の譲渡」に該当すれば、概ね消費税法上も「資産の譲渡」に該当することは所得税法と消費税法の資産の譲渡の範囲の異同より明らかである。また、消費税法基本通達5-2-1が明記する同一性の保持という要件も満たしており、消費税法上も、先物為替予約は外貨の売買契約であり、「資産の譲渡」ととらえることができると考える。

## 第5節 消費税法における非課税規定からの考察

消費税法第4条は消費税の課税対象<sup>40</sup>を定め、その上で消費税法第6条及び別表第1は非課税とする取引を列挙する。ゆえに、消費税法第6条及び別表第1は消費税法上、課税対象ではあるが、非課税とされる取引を列挙したものである。逆に言えば、消費税法第6条及び別表第1に掲げられ

ている取引は、消費税法上、資産の譲渡等にあたるということである。

消費税法別表第1第2号は有価証券及び支払手段の譲渡を非課税と規定する。その具体的な範囲は、①金融証券取引法第2条第1項に規定する有価証券、②その他①に類するもの、③外国為替及び外国貿易法第6条第1項第7号に規定する支払手段、④その他③に類するものである。ただし、支払手段のうち収集品その他政令で定めるものは除かれると規定する。

このうち、③外国為替及び外国貿易法第6条第1項第7号に規定する支払手段とは以下の通りである。(イ)銀行券、政府紙幣、小額紙幣及び硬貨、(ロ)小切手、為替手形、郵便為替及び信用状、(ハ)証票、電子機器その他の物に電磁的方法により入力されている財産的価値であって、不特定又は多数の者相互間での支払のために使用することができるもの、(ニ)イ又はロに掲げるものに準ずるものとして政令で定めるもの。

また、消費税法基本通達6-2-3はこの外国為替及び外国貿易法第6条第1項第7号及び消費税法施行令第9条第3項をうけて、消費税法上の支払手段の範囲を示す。上記、外国為替及び外国貿易法第6条第1項第7号が規定する範囲とはほぼ同様であるが、消費税法基本通達6-2-3はその範囲に約束手形を追加し、また、収集品及び販売用のものは課税の対象となると明記し、上記(ハ)の範囲については外国為替令において定めることとする。

外国為替及び外国貿易法第6条第1項第7号及び消費税法基本通達6-2-3からは外国通貨が外国為替及び外国貿易法第6条第1項第7号に規定する支払手段に含まれるかどうかは定かではない。しかし、外国為替及び外国貿易法第6条第1項第8号は「対外支払手段」を定義しており、「外国通貨その他通貨の単位のいかんにかかわらず、外国通貨をもつて表示され、又は外国において支払のために使用することのできる支払手段（本邦通貨を除く。）をいう。」と規定していることから、「支払手段」は「対外支払手段」を内包しているものと考えられる。したがって、外国貿



易法第6条第1項第7号は外国通貨もその範囲に含んでおり、消費税法別表第1第2号も外国通貨の譲渡を含むと考えられる。ゆえに、外国通貨の譲渡は消費税法上、資産の譲渡等にあたると考えられる。

収集品その他政令で定めるものとして消費税法別表第1第2号から除外されるものは、消費税法施行令第9条第3項において定められ、収集品及び販売用の支払手段が除外される。収集品及び販売用の支払手段が具体的にどのようなものを指すかは明らかでないが、収集品あるいは販売品として取引されるものは、単なる商品の譲渡と同一視し得ることから、非課税の範囲から除外されると説明される<sup>41</sup>。

先物為替予約は外貨の売買契約であり、上記より、外国通貨も消費税法別表第1第2号が規定する支払手段に含まれることから、外貨を一種の金融商品ととらえると、先物為替予約に係る資産の譲渡は消費税法施行令第9条第3項において規定される販売用の支払手段に該当すると考える。

先物為替予約は外貨の売買契約であり、外貨の売買は消費税法上も「資産の譲渡」に該当し、また、販売用として取引される支払手段の譲渡に該当する可能性があることも明らかとなった。ゆえに先物為替予約に係る資産の譲渡は消費税法別表第1第2号には含まれるべきではないと考える。つまり、先物為替予約に係る資産の譲渡については課税の余地があると考え<sup>42</sup>。

### 第3章 為替取引に対する消費課税の非課税理由の検討

本章では我が国の消費税法が為替取引を非課税としている理由を検討する。為替取引に対する非課税理由を検討するにあたり、我が国の消費税法のみではなく、EUのVAT及びニュージーランドのGSTを参考にする。

## 第1節 我が国

我が国の消費税法では消費税法第6条及び別表第1において非課税とされる取引が列挙される<sup>43</sup>。消費税は広く薄く負担を求める税であると説明される<sup>44</sup>ため、非課税取引はできる限り設けられないことが望ましい。また、非課税取引が設けられることにより、税負担の累積などの問題も発生する。したがって、消費税法上、非課税とされる取引は政策的理由や実務上の困難など、やむを得ない理由がある場合にのみ設けられるべきであると考え。しかし、非課税とされる理由は極めて抽象的かつ一義的な説明にとどまり、13の非課税取引はそれぞれの非課税理由を説明されることなく、①消費税の性格から課税対象とすることになじまないもの、②社会政策的配慮に基づくもの、のいずれかの理由によって非課税とされる<sup>45</sup>。

また、平成21年度の税制改正により、「公平・透明・納得」の3原則を税制の抜本的改革の基本方針とする旨が決定された<sup>46</sup>。納税者の立場に立った「公平・透明・納得」な税制の姿とは、公平で仕組みが透明で分かりやすく、その仕組みに基づいて納税することについて、誰もが納得できるものであると説明される<sup>47</sup>。以上2点より、非課税取引を規定するのであれば、それ相応の具体的理由を提示すべきであると考え。

消費税法別表第1第5号に規定される外国為替業務に係る役務の提供については、①消費税の性格から課税対象とすることになじまないものとして非課税とされる。この点について、消費税法導入の経緯より為替取引が非課税とされている理由を探ることを試みたが、非課税理由を確認することはできなかった。

しかし、近年、金融サービスへの課税について議論がなされており<sup>48</sup>、金融サービスへの課税が困難である理由が述べられている。これらの議論は、金融サービスを非課税とすることにより生じる、タックス・カスケディング<sup>49</sup>やセルフサプライ・バイアス<sup>50</sup>などを問題視し、それらの問題

に対処するために適切な課税方法を検討するものである。議論は金融サービスへ課税しようとする場合の問題点を指摘する。付加価値税の課税対象となるのは金融取引の対価である金利支払額から、金融取引による金銭の時間的価値及びリスク移転の対価を控除した残りの部分である<sup>51</sup>。しかし、これらを個々の取引ごとに把握することは困難であると説明される<sup>52</sup>。ただし、リスク・プレミアムの抽出については、その抽出方法が実際に提案されており、リスク・プレミアムの抽出は困難ではないとの主張がなされている<sup>53</sup>。したがって、金銭の時間的価値を取り除いて課税することが技術的に困難であるということである。

## 第2節 EU

COUNCIL DIRECTIVE 2006/112/EC of 28 November 2006（以下、VAT指令という。）はArticle 2.1において課税対象を規定する<sup>54</sup>。その範囲は①国内において有償で、課税事業者によって事業として行われる資産の譲渡、②国内において有償で、課税事業者によって事業として行われる役務の提供、③資産の輸入、④EU域内所得である。Article 14.1は資産の譲渡について規定し<sup>55</sup>、Article 24は役務の提供について規定する<sup>56</sup>。その上でArticle 135.1は非課税とされる取引を具体的に列挙する。

そのうちArticle 135.1(e)は通常、法定通貨として使用されない金貨、銀貨、他の金属のコイン、銀行券などのコレクターアイテム（collectors' items）を除く、法定通貨として使用される通貨、銀行券、紙幣の仲介を含む取引を非課税と規定する。したがって通常の通貨の交換<sup>57</sup>が非課税取引として扱われることは明らかである。しかし、先物為替予約がいかに扱われるかはVAT指令から明らかではない。

先物為替予約は将来、特定の日付に、特定のレートで特定の通貨を支払う又は受領する契約と定義される<sup>58</sup>。通常の通貨の交換と異なる点は、通常の通貨の交換が契約とほぼ同時に交換されるのに対して、先物為替予約

は契約と交換との間に一定の時間差が生じるという点である。VATは交換が契約と同じ時点で起こらなければならないかという点について明らかにせず、契約と実際の交換が短期間内に起こる必要があるかということについては議論がなされてこなかった<sup>59</sup>。したがって、先物為替予約はVATが規定する通貨の交換を行うための契約であり、非課税として取り扱われると説明される<sup>60</sup>。

Proposal for a COUNCIL DIRECTIVE [COM (2007) 747 final 2]<sup>61</sup>は保険と金融サービスに関するVATの改正を提案した<sup>62</sup>。非課税とされる保険と金融サービスの定義は古く、加盟国によって不均等な解釈と適用に至り、それは納税者及び税務当局に法的不確実性をもたらし、法的不確実性は数多くの訴訟事件に至り両当事者にとっての重荷を増加させた。これらに対応するために、新しい非課税規定が提案された<sup>63</sup>。しかし、金融サービスが非課税として扱われる理由はProposal for a COUNCIL DIRECTIVE [COM (2007) 747 final 2]から明らかではない。

また、Proposal for a COUNCIL REGULATION [COM (2007) 746 final 2]<sup>64</sup>も同様に新しい非課税規定を提案したが<sup>65</sup>、金融サービスが非課税として扱われる理由は示さなかった。

しかし、Proposal for a COUNCIL DIRECTIVE [COM (2007) 747 final 2]に添付されたCOMMISSION STAFF WORKING DOCUMENT<sup>66</sup>は金融サービスが非課税とされる理由を以下のように説明する。「1977年に第6次VAT指令が採択されてから、EU付加価値税は、保険と投資ファンド管理を含む大部分の主な金融サービスを非課税とした。金融サービスが非課税とされる正確な理由はこれまで述べられなかったが、それは、経済または社会的政策上の問題に様々に起因しており、主要なものは金融サービス課税という点において固有の技術的な複雑性にあるようである。大部分の金融サービスにおいて、その中心に仲介業務があり、VATの下でマージンを個々の業務に区別することは簡単ではない<sup>67</sup>。」

また、非課税規定を考察する Sybrand van Schalkwyk and Professor John Prebble 論文も金融サービス全般が非課税とされる理由について、税務当局が直面する徴税の困難、納税者が直面する納税上の問題に関連するとの見解を示す<sup>68</sup>。VATは、供給されたサービスの対価として請求される料金にのみ課されるべきで、金銭の時間的価値に課されるべきでなく、これらを切り離すことは困難であり、それが金融サービスに対する課税を困難にすると説明する<sup>69</sup>。

以上よりVATが金融サービスを非課税とする理由は、課税の際における技術的な複雑性にあるようである。特に、取引ごとに金銭の時間的価値を切り離すという点にその難しさがあるようである。

### 第3節 ニュージーランド

Goods and Services Tax Act 1985（以下、GSTAという。）第14条は一定の範囲の商品とサービスの供給を非課税と規定する<sup>70</sup>。そのうち第14条(1)(a)はあらゆる金融サービスの供給を非課税とすることを定める。ただし第14条(1B)に記載されるものは第14条(1)(a)非課税とされる金融サービスの供給から除かれる<sup>71</sup>。

GSTA第3条は金融サービスの定義を規定する。サブセクション(1)によってその具体的範囲が定められる<sup>72</sup>。そのうちサブセクション(1)(a)及び(2)は通貨の交換、(1)(k)は先物取引について規定する。サブセクション(1)(a)は通貨の交換（紙幣または、硬貨、口座振込、口座引き落とし、その他の方法によって生じるかどうかを問わない。）を掲げる。サブセクション(2)は通貨の意義について、あらゆる国のあらゆる紙幣または他の通貨を意味し、稀少品、投資商品、金利アイテム（item of numismatic interest）として使用されるもの以外のもの又は、交換媒介物とは異なった使用をされるもの以外のもの、と定義する。したがって「通貨」の範囲は狭く、商品としての通貨、すなわち先物為替予約における通貨の交換は

サブセクション(1)(a)通貨の交換に含まれないと考えられる。

サブセクション(1)(k)は確立された市場 (defined market) を通して、または、独立当事者間 (arm's length) における先物取引の供給または設定を掲げ、さらにその性質を(i)契約が商品の引渡しを定める取引又は(ii)契約が商品の引渡しを定めるが、商品の供給自体が非課税供給である取引又は(iii)契約が金銭の引渡しを定める取引と定める。

条文からは明らかでないが、この規定でいう先物取引<sup>73</sup>とは、先物為替予約を通して供給又は設定される性質の先物取引であると説明される<sup>74</sup>。これは、金融サービスの定義の根底にある次の考えによるものである。金銭の交換または金銭の代替物を伴っている契約下におけるサービスは金融サービスに含まれ、したがって、商品の供給を伴う契約は、通常、GSTベースに含まれるべきであると考えられる<sup>75</sup>。これは、「金融サービス」の定義が1985年に最初に作成されたとき、すべての先物取引は、同じ性質を有し、ゆえにGSTの下で同様に扱われるべきであるとの、誤った仮定によるもので、以後、開発される、あらゆる新しい金融派生品は「先物取引」という語の射程に入ると考えられたことに基因するとされる<sup>76</sup>。

ゆえにサブセクション(1)(k)に該当する取引は先物為替予約を通して供給又は設定される性質の先物取引であり、かつ、(i)契約が商品の引渡しを定める取引又は(ii)契約が商品の引渡しを定めるが、商品の供給自体が非課税供給である取引又は(iii)契約が金銭の引渡しを定める取引である。

以上のように、サブセクション(1)(k)から先物為替予約は明らかに金融サービスの範囲に含まれていることを読み取ることができる。サブセクション(1)(k)についてはその要件が必要以上に限定的であると批判されているが<sup>77</sup>、先物取引について、具体的に列挙するのではなく、その性質を掲げているという形式は注目すべき点であると考えられる。

金融サービスを非課税として扱うことは、当初より想定されていたものではない。1984年から1985年の間、金融サービスをGSTベースに取り込

むための議論がなされた<sup>78</sup>。その過程において金融サービスに課税する上での困難が問題となった。その困難とは、金融仲介者が得るマージンからの収入の実質的な構成要素は金利であり、それは通常、付加価値税の範囲外にあることであった。金融サービスの要素は多くの場合、それぞれの料金において別々に定義可能でなく、個々の取引ベースにおける金融サービスの供給にGSTを適用することは困難であるという問題があった<sup>79</sup>。金融サービス供給のために請求される金額は通常、手数料 (fees)、代理手数料 (commissions) と金利レート・マージン (interest rate margins) から構成され、金利レート・マージン (interest rate margins) は、単なる金利 (それは、金銭の時間価値を表す)、コスト回収 (cost recovery)、手数料 (fees) を含む場合がある<sup>80</sup>。GSTの対象となるべき金融機関による付加価値はコスト回収 (cost recovery) と手数料 (fees) 部分であり、特定の取引についてこの構成要素を特定することは困難であるとされた<sup>81</sup>。

1985年前半に、当時の政府は、例えば、0%課税、非課税などのさまざまな選択肢<sup>82</sup>について金融サービス産業と協議を行ったが、いかなる理想的な解決も存在しなかったことを明らかにした<sup>83</sup>。そして1985年6月には、政府は金融サービスのサプライヤーが最終的消費者と同じ原則でGSTを負担することを発表し、したがって、金融サービスは非課税とされたこととなった<sup>84</sup>。この発表には政府議論新聞 (government discussion paper)<sup>85</sup>が付随され、そして、GSTは一定の低い税率で物品とサービスの幅広い範囲に適用されることを目的としたが、あらゆる税の設計でも理論と実際性の間の妥協点を必要としたことを認めた<sup>86</sup>。

以上より、金融サービスについては課税すべきという考えのもと、議論が重ねられたが、その実務上の困難により、いわば課税スキームの設計を断念する形で非課税とされたようである。その困難とはマージンに混在する構成要素のうち、金利部分以外つまり、時間的価値の部分以外を抽出することが困難であるということである。したがって、金融サービスに適切

に課税することについては肯定的であると考えられる。

#### 第4節 非課税に対する是非

EUのVAT及びニュージーランドのGSTにおける、金融サービスをめぐる議論より、金融サービスが非課税とされる理由を確認することができた。それは、本来課税すべき取引であるが、課税実務上の困難、とりわけ金銭の時間的価値と他の構成要素を区別して課税することが困難であるということであった。ただし、この理由は金融サービス全般について一律に説明される理由である。この点については、国際的に、通貨の交換をもたらすサービスは、課税か非課税か、一貫した実用的かつ理論的な判断基準なしに場当たりに非課税とされていると批判されている<sup>87</sup>。

金銭の時間的価値に課税すべきでないという見解は我が国においても一般的な見解であると考えられる。金融取引において支払われる対価は、①金融サービス提供に対する手数料の要素、②金銭の時間的価値の要素、③リスクに対する報酬ないし保険料の要素、と大きく3つの要素に分けられる<sup>88</sup>。中里実氏はさらに、①金融サービス提供に対する手数料の要素を生産的要素、②金銭の時間的価値の要素及び③リスクに対する報酬ないし保険料の要素を移転的要素と説明する<sup>89</sup>。

言うまでもなく消費税は付加された価値に着目して課税されるものである。したがって、単なる移転的要素である、②金銭の時間的価値の要素及び③リスクに対する報酬ないし保険料の要素は、何ら価値が付加されていないため、消費税法上、課税されるべき要素とはなりえないのである。ゆえに、金融サービスの対価の構成要素のうち、①金融サービス提供に対する手数料の要素のみが課税されるべき要素である。上記のような金融サービスの構成要素の分析及び金融サービス提供に対する手数料の要素のみが課税されるべきという点は、一般的な見解のようである<sup>90</sup>。

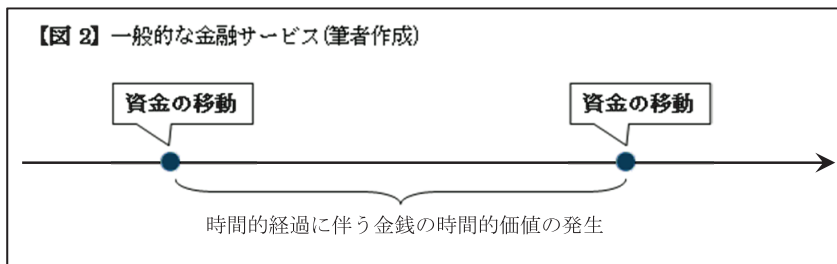
先物為替予約は、2つの異なる通貨を将来の特定の時期に特定の為替レ



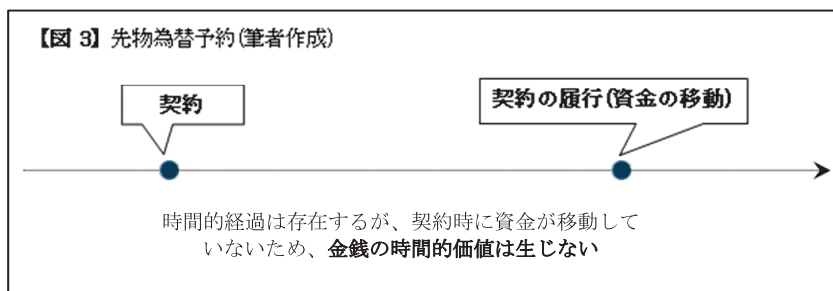
ートで交換することを予約する契約である<sup>91</sup>。先物為替予約は正確には、先渡し取引（forward transaction）として位置づけられ、予約契約の成立後、一定期間経過後に現実の通貨の引き渡しが行われる点に特色を有する<sup>92</sup>。前述のとおり、松山地判平成7年2月24日訟月42巻10号2533頁も、先物為替予約は、将来の一時点において、一定額の外貨を一定の為替レートで売買する契約であり、法的には「本契約」とする。したがって、先物為替予約には契約とその履行という二つの時点での行為が存在する。まずは契約時に、通貨の交換及び為替レートや交換の時期などについて当事者間で合意がなされる。次に、契約によって合意された時期に、その契約により合意された為替レートに基づく通貨の交換が行われる。

これに対して、一般的な金融サービスは、まず契約とほぼ同時に資金等の移転が行われ、契約期間の終了とともに再度、資金等の移転が行われる。例えば、預金の場合、契約と同時に金銭が預金者から金融機関に移転し、契約期間終了又は契約解除により、金銭が金融機関から預金者に移転する。

上記より、先物為替予約と一般的な金融サービスとの間には明らかな相違点を確認できる。それは、契約時において金銭等の資金の移転を伴うか否かという点である。一般的な金融サービスの場合には、契約時に資金の移転が伴われるので、契約時から契約期間終了時の間に金銭の時間的価値が発生する。（【図2】参照）



しかし、先物為替予約の場合には、契約時には資金の移動は伴われ  
ない。契約はあくまで、将来の一時点において通貨を交換する契約にすぎ  
ないのである。したがって、契約から契約の履行の間には時間的経過は存在  
するが、それは単なる時間的経過にすぎない（【図3】参照）。ゆえに先物  
為替予約の場合には、金銭の時間的価値は生じないと考える。Sybrand  
van Schalkwyk and Professor John Prebble論文も先物為替予約は通貨  
の交換に含まれると説示したうえで、通貨の交換に金銭の時間的価値は存  
在しないとする<sup>93</sup>。



以上のように、先物為替予約の構成要素には、②金銭の時間的価値の要  
素、は含まれないと考える。つまり先物為替予約は、①金融サービス提供  
に対する手数料の要素、③リスクに対する報酬ないし保険料の要素からな  
ると考えられる。このうち、③リスクに対する報酬ないし保険料の要素に  
ついては、前述の通り、その抽出方法が実際に提案されており、リスク・  
プレミアムの抽出は困難ではないとの主張がなされている<sup>94</sup>。したがっ  
て、金融サービス全般に対して説明される、金銭の時間的価値と他の構成  
要素を区別することが難しいという非課税理由は、先物為替予約に関して  
は当てはまらない。同様にSybrand van Schalkwyk and Professor John  
Prebble論文も通貨の交換について、その対価が複数の要素で構成された

ものではないことは、VATの適用を単純なものにし、課税にとっての大きな障害を取り除くと説明する<sup>95</sup>。ゆえに、先物為替予約が非課税とされていることについては正当な理由が存在しないと考える。

## 第4章 先物為替予約に対する消費課税の可能性

本章では、まず、先物為替予約の性質を検討し、課税か非課税かという点において結論を述べる。次に、EUにおける金融サービス課税に対する議論を検討し、最終的に消費税における望ましい非課税のありかたについての提案を行う。

### 第1節 先物為替予約に対する課税

インパクトローンなど債権債務の発生する何らかの契約と同時に締結される先物為替予約の場合、取引は金融機関による役務の提供と資産の譲渡に分けられる。そのいずれも理論上課税可能であり、また、金融サービス全般に対して説明される非課税理由は先物為替予約には当てはまらないことが明らかとなった。

第一に、先物為替予約の役務の提供の性質を検討する。金融機関は先物為替予約に係る役務を提供し、その対価を得る。その対価は一般的な金融サービスとは異なり、前述の通り、手数料の要素とリスク・プレミアムで構成される。ただし、リスク・プレミアムは抽出可能であり、ゆえに対価の構成要素の区分が困難であるという技術的な問題は存在しない。

先物為替予約に係る役務の提供の対価のうち、手数料の要素の部分は明らかに付加価値が生じた部分であり、また、手数料はサービスを消費することの対価に他ならないと考える。したがって、先物為替予約に係る役務の提供の対価のうち手数料の要素については、課税すべきであると考え。

第二に、先物為替予約の資産の譲渡の性質を検討する。リスクヘッジ目

的で何らかの契約と同時に設定される先物為替予約の場合、先物為替予約は外貨の売買契約であり、為替差益は、低額に買い入れた外貨をもって高額に評価されていた外貨建債務を返済したことによる所得ととらえることができると思う。

しかし、予約為替レートは2通貨間の金利によって決まるとされる<sup>96</sup>。例えば、円とドルの交換であり、6カ月後の受払いであるとするれば、予約為替レートは直物為替レートに $(1 + \text{円6カ月金利})$ を乗じ、 $(1 + \text{ドル6カ月金利})$ を除いて求められると説明される<sup>97</sup>。ゆえに、先物為替レートの価格は外部状況の変化に基因するものであり、ここに何らかの恣意性が介入する余地はないと考える。

以上より、為替差益の発生は外貨の移転によるものであるが、そこに何らかの価値が付加されたとは考えにくく、また、消費という要素を見出すことも困難であると言わざるを得ない。したがって、資産の譲渡については課税されるべきではないと考える。また、消費税法別表第1第5号によって規定される、外国為替業務に係る役務の提供に係る非課税理由は、むしろ資産の譲渡について当てはまると考える。

## 第2節 EUにおける金融サービス課税の動向

近年、EUでは金融サービスが非課税とされていることから生じる、タックス・カスケーディングやセルフサプライ・バイアスなどの問題に対応するべく議論がなされてきた。そのような状況下で、Proposal for a COUNCIL DIRECTIVE [COM (2007) 747 final 2]は保険と金融サービスに関するVATの改正を提案した。なお、Proposal for a COUNCIL DIRECTIVE [COM (2007) 747 final 2]は、Approval with amendments<sup>98</sup>により一部修正されている点に注意を要する。その目的は以下の2点である<sup>99</sup>。納税者と税務当局のために法的確実性をもたらすこと。保険及び金融サービス・プロバイダーのコストとなるVATの隠れた

影響を減らすこと。そしてこれらの目的は①保険と金融サービスの非課税規定の整理、②納税者に与えられた課税オプションの範囲拡大、③納税者が投資を共同出資し、非課税とされたこれらの投資に要するコストをメンバーに分配することを認める、コスト共有グループの導入<sup>100</sup>、によって解決されるとした<sup>101</sup>。

①保険と金融サービスの非課税規定の整理という点において、Proposal for a COUNCIL DIRECTIVE [COM (2007) 747 final 2]はVATにおける非課税規定の現代化を提案し、Article 135の改正を提案した<sup>102</sup>。

非課税規定の現代化とは保険と金融商品の将来の発達の結果に対応するために、客観的な経済基準を定義づけることであると説明される<sup>103</sup>。提案はまず、非課税とされる取引のカテゴリーを列挙し、次にこれらの性質を規定する。その上で、これらの規定は保険または金融サービスのあらゆる構成要素の供給に適用されるとする。

Article 135における通貨の交換に関する注目すべき具体的な提案は以下の通りである<sup>104</sup>。

VATにおけるArticle 135.1(d)「預金、当座、支払い、資金の移動、借入、小切手、その他の流通手段の仲介を含む取引（債権の回収を除く）」は、「通貨の交換、現金及び現金を要求する取引（cash claimstransactions）の供給」と取り換えられる。

さらにArticle 135aが付け加えられ、Article 135a(6)は通貨の交換の性質を定義し、通常、法定通貨として使用される紙幣又はコイン（国の通貨間での交換レートに基づく預金又は金融口座のお金）の通貨の交換におけるサービスの供給を意味すると定める。Article 135a(7)は現金の性質を定義し、通常、法定貨幣または流通可能な支払いの手段として使われる紙幣及びコインを意味すると定める。

また、Article 135.1(f)は、Article 135.1(a)から(e)における保険及び金融取引の仲介を非課税と規定する。したがって、Article 135.1(d)に規

定される、通貨の交換、現金及び現金を要求する取引（cash claims transactions）の供給のうち、仲介取引である部分、つまり、金融機関による役務の提供は Article 135.1(f)によって非課税とされる。

さらに Article 135.1パラグラフ 1 aが挿入される。パラグラフ 1 aは、Article 135.1パラグラフ 1の(a)から(f)で規定される非課税取引は保険または金融サービスのあらゆる要素のあらゆる構成要素の供給に適用され、そしてそれは別個の全体を構成し、非課税とされる取引の固有で重要な特徴を持つと定める。これは保険・金融サービスを、役務の提供、その他の構成要素に分解し、その上で、Article 135.1の(a)から(f)で規定される非課税取引が適用されることを意図する規定であると考えられる。

②納税者に与えられた課税オプションの範囲拡大提案という点においては現行のVAT指令の Article 137(1)(a)が削除され、以下の Article 137aが付け加えられる<sup>105</sup>。現行のVAT指令 Article 137においても課税オプションは認められており、その範囲は Article 135(1)の(b)から(g)に記載のサービスとされる。Article 137aは、2012年1月1日から、加盟国は Article 135(1)の(a)から(ga)<sup>106</sup>に記載のサービスに関して、課税オプションの権利を納税者に認めることを定める。つまり課税オプションを、新たに、(a)保険サービス及び(ga)あらゆる種類のデリバティブについても認めようというものである。

以上の提案をまとめると次の通りである。まず、パラグラフ 1 aによって金融サービスは役務の提供部分とその他の構成要素に分解される。分解された構成要素のうち役務の提供に係る部分は Article 135.1(f)により非課税とされ、他の構成要素は Article 135.1(a)から(e)にあてはめられ、該当する場合は非課税とされる。ただし、Article 137aにより課税オプションが認められるため、Article 135(1)の(a)から(ga)について、課税を選択することもできる。例えば、ある金融サービスが通貨の交換、役務の提供、その他非課税規定に該当しない部分に分解される場合、通貨の交換に

については Article 135.1(d) によって、役務の提供については、Article 135.1(f) によって非課税とされ、その他非課税規定に該当しない部分については課税されることとなる。ただし、Article 135.1(d)、Article 135.1(f) に該当した構成要素については課税を選択することも可能である。

以下、本提案を個別に検討する。

Article 135.1(d) 及び Article 135a(6) は、非課税とされる金融サービスの性質を現行の VAT よりも具体的に示そうとする規定であると考えられる。しかし、この点については次の批判がなされている。定義規定は、多くの訴訟が生じるおそれを懸念し、新しい商品に対応可能な方法で起草されるべきであるが、この Proposal for a COUNCIL DIRECTIVE [COM (2007) 747 final] のスタイルでは、規定により提示される特定のカテゴリの範囲内でない新しい商品・サービスには十分対応することができない<sup>107</sup>。長期的に、より役立つアプローチは非課税とされたサービスの基本的な原則または特質を特定することであり、それはより深い考察を義務づけるが、将来多くの時間と金銭を節約する可能性がある<sup>108</sup>。つまり、非課税とされる金融サービスの性質をとらえようという方向は評価できるが、性質の定義が具体的でありすぎると、将来開発される商品、サービスに対応することを困難にする。ゆえに、非課税とされる金融サービスの性質の定義はよりその性質を深くとらえて規定されるべきであり、この点は筆者も同じ見解である。

Article 135.1(f) は Article 135.1(a) から (e) に挙げられる保険・金融サービスに係る仲介手数料部分を非課税とする規定である。これは、前述したように、課税実務上の困難、とりわけ金銭の時間的価値と他の構成要素を区別して課税することが困難であるということに理由があると考えられる。しかし、Article 135.1(f) の規定は Article 135.1(a) から (e) により規定される金融サービスに係る役務の提供部分を一律に非課税としてしまう規定であり、筆者はこの規定に賛同できない。なぜなら、先物為替予約の

ように課税実務上の困難を伴わないケースが存在するからである。

パラグラフ 1 a は非常に興味深い提案である。筆者は、保険・金融サービスを役務の提供、その他の構成要素に分解しようという考えは非常に評価できるものとする。それは金融サービスに対する精緻かつ適正な課税につながると思われるからである。また、何らかの新しい保険・金融サービスが開発された場合において、そのサービス自体が課税か又は非課税か検討されるのではなく、その新しい金融サービスを構成要素に分解し、その上で、それぞれの要素が Article 135.1 の (a) から (f) に該当するか否かが検討されるというアプローチは新しい保険・金融サービスへの対応という点からも優れているものとする。

Articles 137a はタックス・カスケーディング及びセルフサプライ・バイアス又は課税の公平性の問題に対応するための規定であるとする。この規定により、納税者は非課税とされる Article 135(1) の (a) から (ga) について、課税を選択することができる。しかし、上記の問題が解消されるのは、あくまで納税者が課税されることを選択した場合に限られ、ゆえに、問題の根本的な解決とはならないとする。また、非課税と規定されている取引に課税の選択権を認めるとすることは、本来、明らかに非課税であるべきものも課税対象に取り込んでしまうこととなると考える。例えば、前述のように、金融サービスは、手数料の要素、金銭の時間的価値の要素、リスク・プレミアムの要素から構成されると考えられるが、課税の選択権を行使することで、明らかに課税すべきではない金銭の時間的価値の要素も課税されてしまうということにもなりかねない。また、Article 135.1 が金融サービスについて精緻かつ適正な課税を実現しようとしても、Articles 137a の課税オプションによって、Article 135.1 は形骸化してしまい、その存在意義を失うといえる。Articles 137a は、金融サービスの構成要素における、課税、非課税の区分の検討による適正な課税を実現しようとする、Article 135 と相反する提案であるとする。



以上より、Proposal for a COUNCIL DIRECTIVE [COM (2007) 747 final 2]は金融サービス課税についてその精緻化を進めようとする部分と、その動きに相反する部分によって構成されている提案であるといえよう。上記の通り、Article 135.1のパラグラフ 1 aに係る提案については、非常に評価できるものであり、我が国においても参考にすべき部分であると考ええる。

2008年に報告されたBACKGROUND PAPER REQUESTED BY THE COUNCIL PRESIDENCY<sup>109</sup>は、固有で重要な特徴を持つサービスとして、スポット、先渡し契約、先物契約、通貨スワップ、外国為替オプション、外国為替スワップの供給を挙げ、これらを検討することを明らかにしている。以上のような動向は非常に評価できるものであると考える。やはり、金融サービスに対する精緻かつ適正な課税につながると考えられるからである。しかし、そのためにはArticle 135.1で規定される非課税取引について、そのサービスの性質をより深くとらえることが必要であると考ええる。Article 135.1が性質の具体的な列挙にすぎないのでは、パラグラフ 1 aの規定は十分に機能せず、将来開発されるサービスに十分対応することは難しいと考える。したがって、パラグラフ 1 aの規定を十分に機能させるために、パラグラフ 1 aが依拠するArticle 135.1の規定を再検討する必要があると考える。

Proposal for a COUNCIL REGULATION [COM (2007) 746 final 2]は、納税者及び税務当局に法的確実性をもたらすことを目的として<sup>110</sup>、保険と金融サービスの非課税規定の整理のみを提案した。Proposal for a COUNCIL REGULATION [COM (2007) 746 final 2]もやはり、金融サービスの多様化と非課税規定の法的不確実性をもたらす訴訟事件の増加及びそれに伴う行政料金の増加に懸念を示している<sup>111</sup>。そのために非課税規定の現代化を提案するが、Proposal for a COUNCIL DIRECTIVE [COM (2007) 747 final 2]とはそのアプローチが若干異なる。Proposal for a

COUNCIL REGULATION [COM (2007) 746 final 2]は非課税とされる金融サービスをより具体的に例示することに重きを置き、課税か非課税かの規定について非網羅的な列挙を提案する<sup>112</sup>。これは、金融サービス市場の複雑性と新しい商品の継続した発達の結果を考慮したものであると説明される<sup>113</sup>。まず、通貨の交換の定義は、以下をカバーしないと規定する<sup>114</sup>。(1)コレクターアイテム（例えば、通常、法定貨幣として使われない金、銀、他の金属のコインまたは紙幣及び古銭）を必要とする業務、(2)法定貨幣の通貨の交換ではないもの (the exchange of currencies not of legal tender.)。次に、現金の供給の定義は少なくとも以下をカバーすると規定する<sup>115</sup>。(a)手動か自動であるかを問わず、現金の支払い、(b)トラベラーチェック・サービス、(c)特定の口座に関連していない小切手サービス、(d)信用状、(e)同じ通貨の範囲内の紙幣、コインの交換。さらに、現金の供給の定義は少なくとも以下をカバーしないと規定する<sup>116</sup>。(a)コレクターアイテム（例えば、通常、法定貨幣として使われない金、銀、他の金属のコインまたは紙幣及び古銭）を必要とする業務、(b)法貨の通貨の分配でないもの (the exchange of bank notes and coins within the same currency.)。その上で、スポット、先渡し契約、先物契約、通貨スワップ、外国為替オプションと外国為替スワップの供給が Article 135(1) の(d)における、「通貨の交換」、「現金の供給」における固有の重要な性質を有するサービスであり、検討を行うべきとの見解を示す<sup>117</sup>。

Proposal for a COUNCIL DIRECTIVE [COM (2007) 747 final 2]は非課税とされる金融サービスの性質を規定し、Proposal for a COUNCIL REGULATION [COM (2007) 746 final 2]はその例を示す。この両者の規定は、お互いに重要な補完関係にある規定であると考えられる。このような規定の方法は我が国においても非常に参考になると考える。しかし、補完関係にある以上、Proposal for a COUNCIL DIRECTIVE [COM (2007)

747 final 2]は非課税とされる金融サービスの性質をより深くとらえるべきである。

なお、Proposal for a COUNCIL DIRECTIVE [COM (2007) 747 final 2]及びProposal for a COUNCIL REGULATION [COM (2007) 746 final 2]は未だその決定に至っておらず、議論中のものである<sup>118</sup>。

### 第3節 消費税法上の非課税に係る提案

前述の通り、我が国の消費税法は「95%ルール」の見直し、消費税率の引き上げなどにより、非課税取引の精緻化が求められる方向に動いている。これは評価できるものとする。そのような状況下で、今後も様々な商品が開発される可能性のある金融サービスについて、より精緻な課税、非課税の分類を検討することは重要な課題である。本節では先物為替予約をはじめとする金融派生商品を消費税法上どのように規定するかという点を検討する。

先物為替予約のうち、資産の譲渡にあたる部分については、為替差益（差損）の性質を考慮すると、消費という要素を見出すことも困難であった。ゆえに先物為替予約に係る資産の譲渡に該当する部分については課税すべきではないと考える。

先物為替予約のうち、役務の提供にあたる部分について、Proposal for a COUNCIL DIRECTIVE [COM (2007) 747 final 2]の Article 135.1(f)は Article 135.1(a)から(e)により規定される保険及び金融サービスに係る役務の提供に該当する部分を一律に非課税とする。しかし、少なくとも、先物為替予約に関しては、一般的な金融サービスと一律に扱われるべきではないと考える。

金融サービスに係る役務の提供が非課税とされるのは、その対価が、①手数料の要素、②金銭の時間的価値の要素、③リスク・プレミアムの要素で構成され、とりわけ、②金銭の時間的価値の要素を抽出することが困

難であるためであった。しかし、先物為替予約に係る役務の提供の対価は、その構成要素中に、②金銭の時間的価値の要素を含まない。前述の通り③リスク・プレミアムの要素の抽出は可能であり、課税に際して困難な問題は生じない。したがって、先物為替予約に係る役務の提供に該当する部分については、課税するべきであると考え。課税を行うためには、現行の消費税法の非課税規定の大幅な改正が必要であると考え。その際には、Greg Sinfield論文が指摘するように、将来開発される多様な金融派生商品に対応可能な税制を検討することが必要である。

先物為替予約をはじめとする為替取引に係る筆者の提案は以下の通りである。まず、Proposal for a COUNCIL DIRECTIVE [COM (2007) 747 final 2]の Article 135.パラグラフ 1 aのような、金融サービスを分解して、課税・非課税を検討するという規定を設ける。

筆者が提案するパラグラフ 1 a型の規定はProposal for a COUNCIL DIRECTIVE [COM (2007) 747 final 2]が提案する、パラグラフ 1 aよりもその射程範囲が広く、役務の提供をさらに分解して非課税規定に当てはめるという規定を含む。金融サービスは、まずパラグラフ 1 a型の規定によって、資産の譲渡、役務の提供といったように分解される。資産の譲渡にあたる部分については、上記、非課税規定により、非課税か否かが判定される。役務の提供にあたる部分については、Article 135.1(f)のような規定は設けず、さらにその構成要素のレベルまで分解した非課税規定を設ける。パラグラフ 1 a型の規定は、役務の提供を構成要素のレベルまで分解して、それぞれの要素について非課税か否かが判定する。先物為替予約のように分解可能な場合には、規定に従って非課税とされる要素以外の部分に課税する。一般的な金融サービスにみられるようにその構成要素の分解が困難な場合には、何らかの割合基準を設け、非課税とされるべき要素が一定以上であれば、一律で非課税とし、またそれ以下であれば非課税とした上で課税オプションを認める。

最後に、上記の見解をどのように規定するかという点について具体的な提案を行う。重要な点は、パラグラフ 1 a の規定が十分に機能する規定を設けるということである。筆者の見解を可能にする規定とは非課税とされる金融サービスの性質把握による定義と例示による規定、つまり、Proposal for a COUNCIL DIRECTIVE [COM (2007) 747 final 2] 及び Proposal for a COUNCIL REGULATION [COM (2007) 746 final 2] によって示されるような、互いが補完関係にある規定であると考え。非課税とされる金融サービスを具体的に列挙するのではなく、その性質を把握し、規定することが重要であると考え。現行の消費税法にみられるような網羅的な列挙では、ある取引が非課税規定に該当するか否か、形式的な判断がなされるにすぎず、それでは金融派生商品の開発に到底追いつけない。まずは、現在、消費税法第 6 条及び別表第 1 において規定されている非課税取引を、課税か非課税かという再考も含めて今一度検討し、その性質を把握することが必要であると考え。その上で、非課税とされる取引のそれぞれの性質を規定する。ただし、性質の把握による規定は Proposal for a COUNCIL DIRECTIVE [COM (2007) 747 final 2] にみられるような具体的な把握ではなく、よりその性質を深くとらえた規定にすべきであると考える。

GSTA 第 3 条サブセクション(1)(k)は先物取引について、具体的に列挙するのではなく、その性質を掲げる。この規定は、性質の把握に特化した規定として参考にするべきものであると考える。

ただし、このサブセクション(1)(k)の規定は抽象的であり、むしろ法的確実性を損なうというおそれがある。そこで Proposal for a COUNCIL REGULATION [COM (2007) 746 final 2] にみられるような例示が必要となるのである。例示規定は、Proposal for a COUNCIL REGULATION [COM (2007) 746 final 2] が示すように、その非課税規定に該当するもの及び該当しないものをそれぞれ例示すべきである。例示規定が置かれるこ

とで、法的確実性は維持しつつ、将来の金融派生商品に対応しうる定義規定を置くことが可能になると考える。これは、性質の把握に特化した規定とその例示規定が補完関係にあつてこそ成立するものであると考える。

## おわりに

本稿では先物為替予約について、その性質と、消費税法上いかに扱われるべきかという点の検討を行った。債権債務の発生する何らかの契約と同時に締結されることの多い先物為替予約は、その構成要素を資産の譲渡と役務の提供に分解することが可能であり、その上で、両者の消費税法上の取り扱いを検討し、資産の譲渡については非課税、役務の提供については課税すべきであり、役務の提供についてはさらに分解して課税すべきであるとの結論に至った。

だが、現行の消費税法よりその取り扱いが明確ではない為替取引は他にも存在する。為替取引の性質を有すると考えられる金融派生商品、つまり、通貨先物、通貨スワップ、通貨オプションなどである。これらの為替取引も一般的な金融サービスとは異なる性質を有すると考えられ、課税実務上の困難という、一般的な金融サービスについて説明される非課税理由は当てはまらない可能性が高いと考える。これらの為替取引についても同様に、性質決定とその性質に基づく課税又は非課税の検討を行うべきであると考え。また、これらの為替取引を検討することは、消費税法上、非課税とされる外国為替業務の性質を把握することにも繋がると考える。

また、本稿は Proposal for a COUNCIL DIRECTIVE [COM (2007) 747 final 2] 及び Proposal for a COUNCIL REGULATION [COM (2007) 746 final 2]、GSTA を参考に新しい非課税規定の立法提案を行った。為替取引だけに限らず、現在、消費税法第6条及び別表第1により非課税とされている全ての金融取引<sup>119</sup>において、非課税とされる取引の性質の決定及

びその性質に基いて、課税又は非課税の取り扱いを再考すべきであると考える。この検討は、非課税とされている取引の性質を深くとらえることに繋がり、それは筆者が提案した新しい非課税規定の創設に大いに役立つものであると考える。

本稿の出発点はインターネット上の仮想通貨に対する消費課税であるが、この問題は以上の2点の段階を経た上で、検討すべきであると考えられる。仮想通貨を通貨としてとらえるのか、一種の金融商品としてとらえるのかによって、その結論は異なる。仮想通貨をいかなるものとしてとらえるのかという点は、上記2点の性質把握が決定するものと考えられる。

通貨先物、通貨スワップ、通貨オプションなどの性質決定とその性質に基づく課税又は非課税の検討、全ての金融取引における、非課税取引の性質の決定及びその性質に基いて、課税又は非課税の取り扱いを再考すること、インターネット上の仮想通貨に対する消費課税については今後の検討課題としたい。

## 【脚 注】

- 1 本稿において「仮想通貨」とはインターネットマネーのような広い概念ではなく、インターネット上の仮想世界において利用され、現実世界においてはおよそ取引の対象となりにえないものを指す。
- 2 その代表的なものとして「セカンドライフ」が挙げられ、その仮想通貨は「リンデンダラー」と呼ばれる。我が国においても「アマーバビグ」の仮想通貨「アメゴールド」は各サイト等を経由して現金に換金することが可能である。  
 なお、「アマーバビグ」を運営する株式会社サイバーエージェントによると、2011年1月14日時点での利用者は600万人、「アマーバビグ」内における仮想通貨「アメゴールド」の月間流通量は約6億円規模に達したとされている。Cyber Agent < [http://www.cyberagent.co.jp/news/press/2011/0131\\_1.html](http://www.cyberagent.co.jp/news/press/2011/0131_1.html) > (アクセス2011年10月2日)。
- 3 US Joint Economic Committee Mulls Virtual Taxation, by Glen Shapiro, LawAndTax-News.com, New York, 23 October 2006, available at [http://www.tax-news.com/news/US\\_Joint\\_Economic\\_Committee\\_Mulls\\_Virtual\\_Taxation\\_\\_\\_\\_25222.html](http://www.tax-news.com/news/US_Joint_Economic_Committee_Mulls_Virtual_Taxation____25222.html) (visited on 2

Oct 2011).

この報告は「仮想経済」の定義を示した上で、仮想経済行為が仮想世界の中で完結している場合には現実世界の課税対象にはならないとしている。そのうえで、各問題には常識的に対応していくべきと述べるにとどまり、所得課税での対応について消極的な姿勢をみせている。

- 4 「米議会、仮想世界の資産に課税知的保護も検討」FujiSankei Business i. (2007年1月4日) 23頁。
- 5 また、米国では2005年11月に米国税制改革提案が提出され、報告書は所得課税中心の税制を消費課税化していく方針を明らかにしている。  
Reuven S. Avi-Yonah, The Report of the President's Advisory Panel on Federal Tax Reform: A Critical Assessment and a Proposal, 2005, available at [http://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract\\_id=870578](http://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=870578) (visited on 2 Oct 2011).
- 6 例えば、金子宏・中村雅秀編『電子取引と国際税制』（清文社、2002）参照。
- 7 本稿において「外国為替業務」とは消費税法第6条第1項及び別表第1において規定される範囲の取引を指す。具体的な範囲については後述する。
- 8 消費税法第6条第1項別表第1。
- 9 例えば、岩村充ほか「金融取引と付加価値税制—金融サービス消費税の検討—」Economic Review 2006.7 (2006) 50頁以下、鈴木将覚「VATにおける金融サービス課税—非課税化の問題とその対応策—」みずほ総研論集2009年Ⅱ号 (2009) 37頁以下などを参照。
- 10 先物為替予約は先渡し取引として位置づけられる。先渡し取引は、金融商品取引法第2条第22項第1号により店頭デリバティブ取引に該当し、店頭デリバティブ取引は、同法第2条第8項第4号の規定により、金融商品取引業に含まれる。なお、同法第2条第24項第3号は、通貨が金融商品に該当する旨を規定している。そのうえで、同法第29条は、金融商品取引業を行うためには、内閣総理大臣による登録が必要であることを定める。
- 11 消費税法施行令第13条で定められる業務。
- 12 外国為替令は「外国為替取引」、「対外支払手段」についても定義規定を置いていない。
- 13 金融商品取引法第2条第8項第4号、第2条第22項第1号、第2条第24項第3号、第29条。詳細については前掲注10を参照。
- 14 税理士法人トーマツ金融国際税務グループパートナー金洋浩・マネジャー茅原珠美 (2011)「平成23年度税制改正における、消費税のいわゆる95%ルール廃止による実務的影響」国税速報第6193号27頁。
- 15 同書29頁。
- 16 財務省によると、2011年1月におけるEUの付加価値税率は15~25%であり、特に20%前後の国が多い。ニュージーランドは15%である。  
財務省 <[http://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/consumption/102.htm](http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/102.htm)> (アクセス2012年1月12日)。
- 17 「小沢氏系議員大量造反も…消費増税、衆院通過へ」YOMIURI ONLINE (2012年6月



- 26日) <<http://www.yomiuri.co.jp/politics/news/20120626-OYT1T00752.htm>> (アクセス2012年6月29日)。
- 18 所得税法第33条第1項。
- 19 本稿では、譲渡所得の基因となる資産の譲渡の意義と範囲については検討しない。この点については、例えば、伊川正樹「譲渡所得課税における『資産の譲渡』」税法学561号(2009)3頁以下、金子宏「譲渡所得の意義と範囲―二重利得法の提案を含めて」金子宏『課税単位及び譲渡所得の研究』(有斐閣、1996)113頁以下などを参照。
- 20 武田昌輔監修『DHCコメンタール所得税法』(第一法規、1983)2562頁参照。
- 21 同書2505頁参照。
- 22 金子宏『租税法(第16版)』(弘文堂、2011)219頁参照。
- 23 岩崎政明「譲渡所得課税における『資産の譲渡』の意義」税務事例研究98号(2007)33頁。
- 24 例えば、伊川正樹「譲渡所得課税における『資産の譲渡』」税法学561号(2009)3頁以下などを参照。
- 25 金子・前掲注22・219頁。
- 26 金子・前掲注22・600頁。
- 27 東京地判平成9年8月8日行集48巻7・8号539頁。
- 28 消費税法上は「同一性の保持」が明らかに要求されていると考えられるが、前述の通り、これを規定するのは消費税法基本通達5-2-1である。
- 29 前掲注27。
- 30 前掲注27。
- 31 これは「資産の譲渡」の範囲についてであり、課税すべき「資産の譲渡」の範囲は異なる。本稿においてこの点については検討しない。
- 32 本判決の控訴審である高松高判平成8年8月29日(税資220号522頁)及び、上告審である最三判平成11年1月29日(税資240号398頁)は原審判決を是認し控訴及び上告を棄却した。なお、評釈として、菊地幸雄「判批」税務事例28巻5号(1996)17頁、品川芳宣「判批」TKC税研情報6巻5号(1997)1頁を参照。
- 33 本判決は「インパクトローンとは、外国為替取引を公認された銀行が、居住者に対して行う資金使途に制限のない外貨の貸付をいう。」とする。インパクトローンの意義については、岩崎政明『ハイポセティカル・スタディ租税法(第2版)』(弘文堂、2007)132-133頁参照。
- 34 争点は、①本件が替差益の権利確定時期はどの時点か(これに伴い、本件が替差益はXと甲のいずれに帰属するか)、②本件が替差益の必要経費として本件インパクトローンに係る支払利子を控除することができるかという点であった。なお、本稿において、争点①、②について具体的には検討しない。
- 35 岩崎・前掲注33・134頁。
- 36 岩崎・前掲注33・134頁。
- 37 本判決では本件が替差益が雑所得に該当することについて争いがなかったため、裁判所

もこの点につき検討を行わなかった。しかし、雑所得に該当するとするのであれば、他の所得分類に該当しない理由、その上で雑所得に該当する理由を述べるべきであったと考える。

- 38 本判決は、本件が替差益の権利確定時期を本件インパクトローンに係る元本債務が返済された時点とした。
- 39 この点については、金子宏氏、水野忠恒氏も同意見である。金子・前掲注22・246頁、水野忠恒『租税法（第5版）』（有斐閣、2011）243頁参照。なお、反対意見として、岩崎正明氏は先物が替予約から生じる為替差益は「外貨の保有期間中に偶発的な外部の経済要因によって徐々に累積されたという性質のものではない」とする。岩崎・前掲注33・143-144頁参照。
- 40 国内において事業者が行った資産の譲渡等。
- 41 武田昌輔監修『DHCコメンタル消費税法』（第一法規、1989）1368頁。
- 42 この点については後述する。
- 43 非課税とされるものの概要については、金子・前掲注22・603頁参照。
- 44 税制改革法第10条第1項。
- 45 武田・前掲注41・1341-1342頁。
- 46 金子・前掲注22・66頁。
- 47 「民主党税制改革大綱—納税者の立場に立ち『公平・透明・納得』の税制を築く—」（民主党税制調査会、2007）1-2頁。
- 48 例えば、中里実『金融取引と課税金融革命下の租税法』（有斐閣、1998）などを参照。
- 49 前段階税額控除の連鎖が断ち切れ、後段階に転嫁できなくなることにより生じる、税の累積問題。
- 50 タックス・カスケーディングの影響により、課税対象である生産活動を企業内部に取り込もうとするバイアス。
- 51 岩村充ほか「金融取引と付加価値税制—金融サービス消費税の検討—」*Economic Review*10巻3号（2006）58頁。
- 52 羽田亨「消費税における金融サービスへの課税について」*三田学会雑誌*101巻1号（2008）30頁。
- 53 岩村・前掲注51・58-60頁。
- 54 VAT指令の解釈にあたっては以下を参考にしている。Ben Terra-Julie Kajus, *A Guide to the European VAT Directives, 2011*. IBFD（2011）。
- 55 資産の譲渡とは「所有者としての有形資産の処分権の移転」とであると規定する。
- 56 役務の提供とは「資産の譲渡以外のすべての取引」とであると規定する。
- 57 本稿において「通常の通貨の交換」とは現物市場取引として交換所又は小売店を通して行われる通貨の交換をいう。
- 58 Carlos Careira and others, *Financial Management* (Edition4, Creda Communications, Cape Town, 2000) p.716.
- 59 Sybrand van Schalkwyk and Professor John Prebble, “Imposing Value Added Tax on

- the Exchange of Currency”, *Asia-Pacific Tax Bulletin* Vol.10 (2004) p.471.
- 60 Id.at.p.471.
- 61 Proposal for a COUNCIL DIRECTIVE amending Directive 2006/112/EC on the common system of value added tax, as regards the treatment of insurance and financial services, COM (2007) 747 final 2.  
以下、Proposal for a COUNCIL DIRECTIVE [COM (2007) 747 final 2]とは上記を示す。
- 62 その具体的内容については後述する。
- 63 supra note61, at2-4.
- 64 Proposal for a COUNCIL REGULATION laying down implementing measures for Directive 2006/112/EC on the common system of value added tax, as regards the treatment of insurance and financial services, COM (2007) 746 final 2.  
以下、Proposal for a COUNCIL REGULATION [COM (2007) 746 final 2]とは上記を示す。
- 65 その具体的内容については後述する。
- 66 Commission staff working document - Accompanying document to the Proposal for a Council Directive amending Directive 2006/112/EC on the common system of valueadded tax, as regards the treatment of insurance and financial services - Impact Assessment [COM (2007) 747 final] [SEC (2007) 1555].
- 67 Id., at6.
- 68 supra note59, at473.
- 69 supra note59, at475.
- 70 GSTAの解釈にあたっては以下を参考にしている。Alastair McKenzie.*GST - A Practical Guide Edition8*. CCH New Zealand Limited (2008).
- 71 サブセクション(1B)は、(a)セクション11Aによって0%課税がなされるもの、(b)株式、他の持分証券 (other equity securities) と参加型の有価証券 (participatory securities) に付属される権利、(c)金融サービスの供給の一部としての供給であって、供給元と受取人の間において、それ自体が、物品及びサービスではないものの供給をサブセクション(1)から除くとする。
- 72 その概要は以下の通りである。通貨の交換。小切手、信用証書の発行、それらに付随する行為。債務証券の発行、割り当て、それらに付随する行為。株式が請求される場合、信用原則で、金銭または金銭の価値を提供するような信用契約の下で信用を提供すること。上記の取引(通貨の交換を除く)に関して、証書を保証、保障、確保、提供すること。生命保険契約(再保険の提供を含む)、または、老齢退職年金制度(制度管理を含む)に対する株式の提供、譲渡。確立された市場 (defined market) を通して、または、独立当事者間 (arm’s length) の先物取引の供給、譲渡。金融オプションの提供。株式、元本と相当の支払い、受け取り。
- 73 「先物取引」及び「先物為替予約」という言葉についてはGSTAにおいて定義されない。

- 74 GST:A review. A tax policy discussion document. (1999). the Policy Advice Division of the Inland Revenue Department, PO Box 2198, Wellington, New Zealand. p.71.
- 75 Id., at70-71.
- 76 Id., at71.
- 77 Id., at72.
- 78 GST and financial services; a government discussion document. (2002). the Policy Advice Division of the Inland Revenue Department, PO Box 2198, Wellington. p.8.
- 79 Id., at8-9.
- 80 supra note74, at112.
- 81 supra note74, at112.
- 82 supra note78, at9-10.
- 83 supra note78, at10.
- 84 supra note78, at10.
- 85 Proposed application of Goods and Services Tax to financial services, The Treasury, June 1985.
- 86 supra note78, at10.
- 87 supra note59, at473.
- 88 中里・前掲注48・12-13頁。
- 89 中里・前掲注48・490頁。
- 90 金融サービスの構成要素の分類や項目は様々であるが、いずれの分析においても、大きくとらえると①金融サービス提供に対する手数料の要素、②金銭の時間的価値の要素、③リスクに対する報酬ないし保険料の要素に区分されている。例えば、岩村・前掲注51・50頁以下、鈴木将覚「VATにおける金融サービス課税—非課税化の問題とその対応策—」みずほ総研論集2009年Ⅱ号（2009）37頁以下などを参照。
- 91 岩崎・前掲注33・133頁。
- 92 岩崎・前掲注33・134頁。
- 93 supra note59, at474.
- 94 岩村・前掲注51・58-60頁。
- 95 supra note59, at474.
- 96 荻茂生・長谷川芳孝『ヘッジ取引の会計と税務（第4版）』（中央経済社、2007）41頁。
- 97 同書41頁。
- 98 VAT on insurance and financial servicesP6\_TA (2008) 0457, European Parliament legislative resolution of 25 September 2008 on the proposal for a Council directive amending Directive 2006/112/EC on the common system of value added tax, as regards the treatment of insurance and financial services (COM (2007) 0747 —C6-0473/2007 —2007/0267 (CNS)), *Official Journal of the European Union* C8E Vol.52 (2010).
- 以下、Approval with amendmentsとは上記を指す。
- 99 supra note61, at2.

- 100 本稿において、③納税者が投資を共同出資し、非課税とされたこれらの投資に要するコストをメンバーに分配することを認める、コスト共有グループの導入という提案については検討しない。
- 101 *supra* note61, at2.
- 102 *supra* note61, at10-12.
- 103 *supra* note61, at2-3.
- 104 *supra* note61, at10-12. *supra* note98, at398-400.
- 105 *supra* note61, at3-4.
- 106 (ga)はProposal for a COUNCIL DIRECTIVE [COM (2007) 747 final 2]及びApproval with amendmentsによって提案される部分であり、「(ga)あらゆる種類のデリバティブ」と規定される。
- 107 Greg Sinfield “All Change -New VAT rules for insurance and financial services-”, *THE TAX JOURNAL* ISSUE NO 922, (2008). p.7.
- 108 *Id.*, at7.
- 109 DIRECTORATE GENERAL TAXATION AND CUSTOMS UNION, HARMONISATION OF TURNOVER TAXES, MARCH 2008, BACKGROUND PAPER REQUESTED BY THE COUNCIL PRESIDENCY, ORIGIN: COMMISSION – DG TAXATION AND CUSTOMS UNION, SUBJECT:FINANCIAL AND INSURANCE SERVICES (EUROPEAN COMMISSION) TAXUD/2414/08 – EN, Brussels, 05/03/08.
- 110 *supra* note64, at2.
- 111 *supra* note64, at3.
- 112 *supra* note64, at8.
- 113 *supra* note64, at8.
- 114 *supra* note64, at12.
- 115 *supra* note64, at12.
- 116 *supra* note64, at12-13.
- 117 *supra* note64, at18.
- 118 Proposal for a COUNCIL DIRECTIVE [COM (2007) 747 final 2]については、<[http://ec.europa.eu/prelex/detail\\_dossier\\_real.cfm?CL=EN&DosId=196486](http://ec.europa.eu/prelex/detail_dossier_real.cfm?CL=EN&DosId=196486)> (アクセス2011年1月12日)、Proposal for a COUNCIL REGULATION [COM (2007) 746 final 2]については、<[http://ec.europa.eu/prelex/detail\\_dossier\\_real.cfm?CL=EN&DosId=196485](http://ec.europa.eu/prelex/detail_dossier_real.cfm?CL=EN&DosId=196485)> (アクセス2011年1月12日)を参照。
- 119 最終的には消費税法第6条及び別表第1が規定する全ての取引について、同様の検討を行うべきであると考ええる。

## 【参考文献】

〔国内文献〕

(書籍)

岩崎政明『ハイポセティカル・スタディ租税法(第2版)』(弘文堂、2007)

萩茂生・長谷川芳孝『ヘッジ取引の会計と税務(第4版)』(中央経済社、2007)

金子宏『租税法(第16版)』(弘文堂、2011)

金子宏・中村雅秀編『電子取引と国際税制』(清文社、2002)

斎須朋之『改正税法のすべて(平成23年版)』(大蔵財務協会、2011)

武田昌輔監修『DHCコメンタル消費税法』(第一法規、1989)

武田昌輔監修『DHCコメンタル所得税法』(第一法規、1983)

中里実『金融取引と課税金融革命下の租税法』(有斐閣、1998)

水野忠恒『租税法(第5版)』(有斐閣、2011)

(雑誌記事)

伊川正樹「譲渡所得課税における『資産の譲渡』」税法学561号(2009)3頁

伊川正樹「譲渡所得の基因となる『資産』概念—増加益清算課税説の再考—」名城法学57巻1・2号(2007)142頁

岩村充ほか「金融取引と付加価値税制—金融サービス消費税の検討—」Economic Review10巻3号(2006)

岩崎政明「譲渡所得課税における『資産の譲渡』の意義」税務事例研究98号(2007)33頁

菊地幸雄「判批」税務事例28巻5号(1996)17頁

金子宏「譲渡所得の意義と範囲—二重利得法の提案を含めて」金子宏『課税単位及び譲渡所得の研究』(有斐閣、1996)113頁

品川芳宣「判批」TKC税研情報6巻5号(1997)1頁

鈴木将覚「VATにおける金融サービス課税—非課税化の問題とその対応策—」みずほ総研論集2009年Ⅱ号(2009)37頁

税理士法人トーマツ金融国際税務グループパートナー金洋浩・マネジャー茅原珠美(2011)  
「平成23年度税制改正における、消費税のいわゆる95%ルール廃止による実務的影響」国税速報第6193号27頁

中里実「金融派生商品の課税について」租税研究550号(1995)

羽田亨「消費税における金融サービスへの課税について」三田学会雑誌101巻1号(2008)

「改造内閣発足、首相会見で『最善・最強の布陣』」YOMIURI ONLINE(2012年1月14日)  
<<http://www.yomiuri.co.jp/feature/20100806-849918/news/20120113-OYT1T00971.htm>>  
(アクセス2012年1月14日)「消費税率アップへ、岡田・城島氏の手腕に期待」YOMIURI ONLINE(2012年1月13日)  
<<http://www.yomiuri.co.jp/politics/news/20120113-OYT1T00547.htm>>(アクセス2012年1月14日)

「米議会、仮想世界の資産に課税知的保護も検討」FujiSankei Business i.(2007年1月4日)23頁

「民主党税制改革大綱―納税者の立場に立ち『公平・透明・納得』の税制を築く―」(民主党税制調査会、2007)

「米議会、仮想世界の資産に課税知的保護も検討」FujiSankei Business i。(2007年1月4日) 23頁

[外国文献]

(書籍)

Alastair McKenzie. GST - A Practical Guide Edition8. CCH New Zealand Limited (2008)

Ben Terra-Julie Kajus. A Guide to the European VAT Directives, 2011. IBFD (2011)

Carlos Careira and others, Financial Management (Edition4, Creda Communications, Cape Town, 2000)

(雑誌記事)

Greg Sinfield “All Change -New VAT rules for insurance and financial services-”, THE TAX JOURNAL ISSUE NO 922 (2008)

Proposed application of Goods and Services Tax to financial services, The Treasury, June 1985

Sybrand van Schalkwyk and Professor John Prebble, “Imposing Value Added Tax on the Exchange of Currency”, Asia-Pacific Tax Bulletin Vol.10 (2004)

US Joint Economic Committee Mulls Virtual Taxation, by Glen Shapiro, LawAndTax-News.com, New York, 23 October 2006, available at [http://www.tax-news.com/news/US\\_Joint\\_Economic\\_Committee\\_Mulls\\_Virtual\\_Taxation\\_\\_\\_\\_25222.html](http://www.tax-news.com/news/US_Joint_Economic_Committee_Mulls_Virtual_Taxation____25222.html) (visited on 2 Oct 2011)

(報告書)

Commission staff working document - Accompanying document to the Proposal for a Council Directive amending Directive 2006/112/EC on the common system of value added tax, as regards the treatment of insurance and financial services - Impact Assessment {COM (2007) 747 final} |SEC (2007) 1555|

DIRECTORATE GENERAL TAXATION AND CUSTOMS UNION, HARMONISATION OF TURNOVER TAXES, MARCH 2008, BACKGROUND PAPER REQUESTED BY THE COUNCIL PRESIDENCY, ORIGIN: COMMISSION – DG TAXATION AND CUSTOMS UNION, SUBJECT: FINANCIAL AND INSURANCE SERVICES (EUROPEAN COMMISSION) TAXUD/2414/08 – EN, Brussels, 05/03/08

GST and financial services; a government discussion document. (2002). the Policy Advice Division of the Inland Revenue Department, P O Box 2198, Wellington

GST: A review. A tax policy discussion document. (1999). the Policy Advice Division of the Inland Revenue Department, PO Box 2198, Wellington, New Zealand

Proposal for a COUNCIL DIRECTIVE amending Directive 2006/112/EC on the common system of value added tax, as regards the treatment of insurance and financial services, COM (2007) 747 final 2

Proposal for a COUNCIL REGULATION laying down implementing measures for Directive 2006/112/EC on the common system of value added tax, as regards the treatment of insurance and financial services, COM (2007) 746 final 2

Reuven S. Avi-Yonah, The Report of the President's Advisory Panel on Federal Tax Reform: A Critical Assessment and a Proposal, 2005, available at [http://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract\\_id=870578](http://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=870578) (visited on 2 Oct 2011)

VAT on insurance and financial services P6\_TA (2008) 0457, European Parliament legislative resolution of 25 September 2008 on the proposal for a Council directive amending Directive 2006/112/EC on the common system of value added tax, as regards the treatment of insurance and financial services (COM (2007) 0747 — C6-0473/2007 — 2007/0267 (CNS)), Official Journal of the European Union C8E Vol.52 (2010)